

議第2号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月20日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「11人」を「10人」に改め、同条第6号中「10人」を「11人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

常任委員会の委員の定数を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改 正 案
下段 現 行）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

（第 1 号省略）

(2) 国際・経済・港湾委員会 $\frac{10人}{11人}$

国際局、経済局及び港湾局の所管に属する事項

（第 3 号から第 5 号まで省略）

(6) 脱炭素・GREEN×EXPO 推進・みどり環境・資源循環委員会 $\frac{11人}{10人}$

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、みどり環境局、資源循環局及び農業委員会の
所管に属する事項

（第 7 号及び第 8 号省略）

議第3号議案

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

令和6年5月20日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

大都市行財政制度特別委員会の委員の定数「12人」を「15人」に、基地対策特別委員会の委員の定数「12人」を「14人」に、減災対策推進特別委員会の委員の定数「13人」を「15人」に、新たな都市活力推進特別委員会の委員の定数「12人」を「14人」に、健康づくり・スポーツ推進特別委員会の委員の定数「12人」を「14人」に、郊外部再生・活性化特別委員会の委員の定数「12人」を「14人」に変更する。

提 案 理 由

特別委員会の委員の定数を変更したいので提案する。

参 考

(上段 改正案)
(下段 現行)

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	<u>15人</u> 12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特 別 委 員 会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	<u>14人</u> 12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特 別 委 員 会	減災及び防災対策の推進に関すること。	<u>15人</u> 13人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
新 た な 都 市 活 力 推 進 特 別 委 員 会	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。	<u>14人</u> 12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・ スポーツ推進 特 別 委 員 会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	<u>14人</u> 12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
郊外部再生・ 活 性 化 特 別 委 員 会	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。	<u>14人</u> 12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

議第2号議案及び議第3号議案の 取り扱いに関する運営理事会協議結果

議第2号議案 横浜市会委員会条例の一部改正
議第3号議案 特別委員会の委員の定数の変更

項 目		協 議 結 果 (令和6年5月13日運営理事会)
1	議 案 発 送	5月20日(月)の本会議席上配付
2	上 程 日	5月20日(月)の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・ 確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則(抜粋)

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項(抜粋)

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議(請願・陳情に係るものを含む。)に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。